

生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する 固定資産税の課税標準の特例チェックシート〔継続用〕

※本チェックシートは、鹿児島市内に所在する償却資産について、地方税法附則第15条第45項に規定する課税標準の特例措置の適用を継続して受けるために必要な書類です。必要事項を記入し、必要書類を添付して申告してください。

提出日 令和 年 月 日

事業者名

担当者名・連絡先

①必要書類 【下記項目について提出前に確認を行い、右端チェック欄に「し」をチェックしてください】		チェック欄
1	償却資産申告書・種類別明細書（提出用）	
2	先端設備等導入計画に係る認定申請書（写）	
3	先端設備等導入計画に係る認定書（写）	
4	認定経営革新等支援機関が発行する「先端設備等に係る投資計画に関する確認書」（写）	
5	<リースを利用して固定資産税の軽減措置を受ける場合> ※先端設備等導入計画の申請者が特例を受ける場合には不要	リース契約見積書（写）
		公益社団法人リース事業協会が確認した「固定資産税軽減額計算書」（写）
6	従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面 ※賃上げ表明有の場合のみ	

《お願い》 償却資産申告書のみをeLTAXで提出する場合は、申告書の備考欄に「先端設備等特例書類別添有り」などと記載してください。

②特例対象条件の確認について【下記内容について提出前に確認を行い、該当する方に○をつけてください】			
1	先端設備等導入計画の申請者が 会社及び資本又は出資を有する法人 の場合	賦課期日（本年1月1日現在）及び資産の取得時期において、資本金又は出資の総額は1億円以下ですか？	いいえ はい
	先端設備等導入計画の申請者が 資本又は出資を有しない法人や個人 の場合	賦課期日（本年1月1日現在）及び資産の取得時期において、従業員数は1,000人以下ですか？	いいえ はい
2	賦課期日（本年1月1日現在）及び資産の取得時期において、①又は②に該当していますか？ （①又は②に該当する法人は課税標準の特例の適用対象外です。）		はい いいえ
3	特例を届け出る資産は1単位あたり下表の取得価額ですか？		いいえ はい
	資産の種類	取得価額	
	建物附属設備（※1）	60万円以上	
	機械及び装置	160万円以上	
	工具（測定工具及び検査工具） 器具及び備品	30万円以上	
※1 償却資産として課税されるものに限る。（家屋として課税されるものを除く。）			
4	「先端設備等導入計画に係る認定申請書」記載の先端設備等の取得価額と、償却資産申告書の資産の取得価額は一致していますか？		いいえ はい
	（「いいえ」の場合はその理由（例：見積り価格と実際の購入価格との差額によるもの）を下欄にご記入ください。 差額が大きい等、確認が必要と判断された場合には、設備購入時の契約書等を追加で提出していただくことがあります。） （理由）		